

消 防 特 第 6 9 号
消 防 庁 第 1 3 8 号
平 成 2 1 年 4 月 1 5 日

各都道府県消防防災主管部長 }
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁特殊災害室長

消防庁応急対策室長

林野火災に対する警戒強化及び空中消火の積極的な
活用について（通知）

林野火災対策の推進については、平素からご尽力いただき感謝申し上げます。
さて、春先は空気が乾燥し、例年、3月から5月にかけて林野火災が全国各地で発生しますが、特に本年は、3月17日に大分県由布市で4名の死者が発生した後、4月に入ってから宮城県や山梨県等で大規模な林野火災が続発しているところです。

林野火災に対する警戒強化及び応急対応については、「林野火災に対する警戒の強化について」（平成21年2月27日付け消防特第37号。以下「37号通知」という。）及び「林野火災の予防及び消火活動について」（平成15年10月29日付け消防災第206号。以下「206号通知」という。）をお願いしているところですが、今後も十分な警戒及び迅速な応急対応が求められることから、特に下記の事項にご留意のうえ、引き続き林野火災対策に万全を期していただきますようお願いいたします。

また、貴都道府県内の市町村、消防本部に対しましても、この旨早急に周知くださるよう併せてお願いいたします。

なお、本通知は消防組織法第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 林野火災に対する警戒強化について

入山者や林業関係者等に対して火気の使用に関する注意喚起を積極的に行うとともに、引き続き林野火災の警戒強化に努めるようお願いいたします。その

際、次の事項にもご留意ください。

- ア 林業関係者等が野焼き等で火気を用いる場合は、乾燥状況、風速、地形、水利、火災対応能力等の状況を踏まえ、火災に至ることがないように細心の注意を払って作業を行うとともに、火災危険性が高い場合は作業を中止するよう指導されたいこと。
- イ ハイカー等の入山者に対して、たき火の火の始末の徹底、たばこの投げ捨て禁止等の広報を積極的に行うこと。
- ウ 市町村条例で定められている火気取扱いに関する届出の遵守に加え、届出を要しない火気取扱いであっても、必要に応じて消防機関に相談する等の住民広報を積極的に行うこと。
- エ 気象条件などの火災危険性を総合的に勘案し、必要に応じ消防機関あるいは消防団なども一定の態勢をとることを検討されたいこと。

2 空中消火の積極的な活用について

林野火災の場合、地上での消火活動が困難な場合が多く、空中消火が非常に有効な消防戦術であることを踏まえ、以下の事項に留意し、迅速な対応を図るようお願いします。

(1) 消防防災航空隊への通報

消防本部は、林野火災を覚知した場合、当該消防本部の属する都道府県内の消防防災航空隊へ速やかに第一報を入れ、当該航空隊が出動に備えて消火資機材の装着や準備を早期に行えるようにすること。

(2) 消防防災ヘリコプターの要請

ア 林野火災が発生し、ヘリコプターによる消火活動を必要とする市町村(常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合は、当該一部事務組合とする。)の長は、できるだけ早期に当該市町村の属する都道府県内で消防防災航空隊を有する首長に対して消防防災ヘリコプターの要請を速やかに行うこと。

イ アの市町村の長又は消防防災航空隊の存しない都道府県に属する市町村の長は、延焼状況等に応じて、消防組織法第39条に基づく消防相互応援又は同法第44条に基づく大規模特殊災害時における広域航空消防応援により時機を逸することなく、他の消防防災ヘリコプターの応援要請を行うこと。

(3) 自衛隊ヘリコプターの要請

消防防災ヘリコプターだけでは消火が困難と判断し、自衛隊ヘリコプターの派遣を要請する場合には、早期の要請に努めるとともに、正式要請前に事前連絡を行い、できる限り消火活動開始までの時間短縮を図ること。

なお、平成21年3月30日付け消防応第103号に基づき配付しました消防防災ヘリコプターの効果的な活用に関する検討会・報告書における「市街地空中消火戦術マニュアル」及び「空中消火部隊の指揮、統制及び通信マ

ニュアル」は、林野火災についても有効であることから活用願います。

(連絡先)

- 1 林野火災に対する警戒強化について
消防庁特殊災害室 荒山課長補佐、斎藤係長
TEL 03 - 5253 - 7528 (直通)
FAX 03 - 5253 - 7538
- 2 空中消火の積極的な活用について
消防庁応急対策室 鈴木航空専門官、山本係長
TEL 03 - 5253 - 7527 (直通)
FAX 03 - 5253 - 7537